

◎新潟県告示第920号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成26年6月3日から平成26年6月17日まで縦覧に供する。

平成26年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
青海町	大巻 信浩	新潟県糸魚川市大字市振873番地5	青海町漁業協同組合	青海町漁業協同組合
	建部 謙輔	新潟県糸魚川市大字市振547番地1		